東北大書式21-8（体外診断薬用医薬品）

契　約　書（体外診断薬）

　受託者　国立大学法人東北大学（以下「甲」という。）と、委託者○○株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結するものとする。

第１条　甲は、次の研究を乙の委託により実施するものとする。

1. 研究題目
2. 研究目的・内容

３．検体数　　　　　検体『目標　　検体』

４．研究費（第２条第１項に定める経費）　　　　　　　　　円

（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　　　円）

５．研究期間　西暦　　年　　月　　日から西暦　　年３月３１日

６．提供物品

７．診療科名

８．責任医師： 　　　　　　　（所属）

第２条　乙は、前条の研究費については以下のとおり、甲の発行する請求書に基づき、請求書に指定する期限までに納付しなければならない。なお、納期までに研究費を納付しないときは、民法第４０４条に基づき、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を支払うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 納入期限 | 納入額（税抜） |
| 第1回  第２回  第３回  第４回  第５回 | 西暦　　年　　月　　日  西暦　　年　　月　　日  西暦　　年　　月　　日  西暦　　年　　月　　日  西暦　　年　　月　　日 | 円  円  円  円  円 |

第３条　乙は、第１条の受託研究を一方的に中止することはできない。

第４条　甲は、やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責めを負わない。

第５条　受託研究の結果工業所有権等の権利が生じた場合には、その権利は甲に帰属するものとし、乙に対し、これを無償で使用させ又は譲与することはできない。

第６条　乙が納付した研究費は、返還しない。ただし、第４条の中止の場合において、甲が特に必要があると認めるときは、不用となった経費の額の範囲内で、その全部又は一部を返還することがある。

第７条　研究費により取得した設備品等は、甲に帰属するものとする。

第８条　甲は納付された研究費に不足を生じた場合には、乙と協議しその不足額を乙に負担させることができる。

第９条　第１条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

第10条　甲は、乙から提供された物品については、受託研究の終了後、費消した研究用試料及び消耗器材を除き、研究終了時点の状態で、乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

1. 甲は、受託研究が完了したときは速やかに結果を乙に通知するものとする。
2. この契約に定めのない事項についてこれを定める必要が生じた場合は、甲、乙両者間において協議の上、定めるものとする。

　上記に定めるほか「医薬品の製造販売後調査の基準に関する省令」（ＧＰＳＰ）を遵守するものとする。

　上記契約の成立を証するものとして、本契約書２通を作成し、双方で各１通を所持するものとする。

西暦　　年　　月　　日

甲　　宮城県仙台市青葉区星陵町１番１号

国立大学法人東北大学

東北大学病院長　　○○　○○　　　印

乙　　住所

　　　　　　　　　　　　名称

　　代表者　　　　　　　○○　○○　　　印